

令和元年 7 月 3 日
国土交通省
九州地方整備局
鹿児島国道事務所

記者発表資料
(第 2 報)

国道 10 号 (竜ヶ水地区) の通行止めについて
【通行止め実施・迂回路のお知らせ】

令和元年 7月3日12時00分現在

国道 10 号竜ヶ水地区において、土砂崩落の恐れがあるため、令和元年 7 月 3 日 12 時より国道 10 号を通行止めにしました。

【通行止め区間】

国道 10 号

鹿児島県始良市重富 (かごしまけんあいらししげとみ)

～鹿児島県鹿児島市吉野町磯 (かごしまけんかごしましよしのちょういそ)

【通行止め開始日時】

令和元年 7 月 3 日 (水) 12:00～

【迂回路】

国道 10 号～稲荷町 10 号・県道 16 号分岐点～県道 16 号

～宮之浦交差点～県道 25 号～吉田麓交差点～県道 57 号

～脇元交差点～国道 10 号

※大雨による災害の恐れがあるため不要不急の外出は控えてください。

【問合せ先】

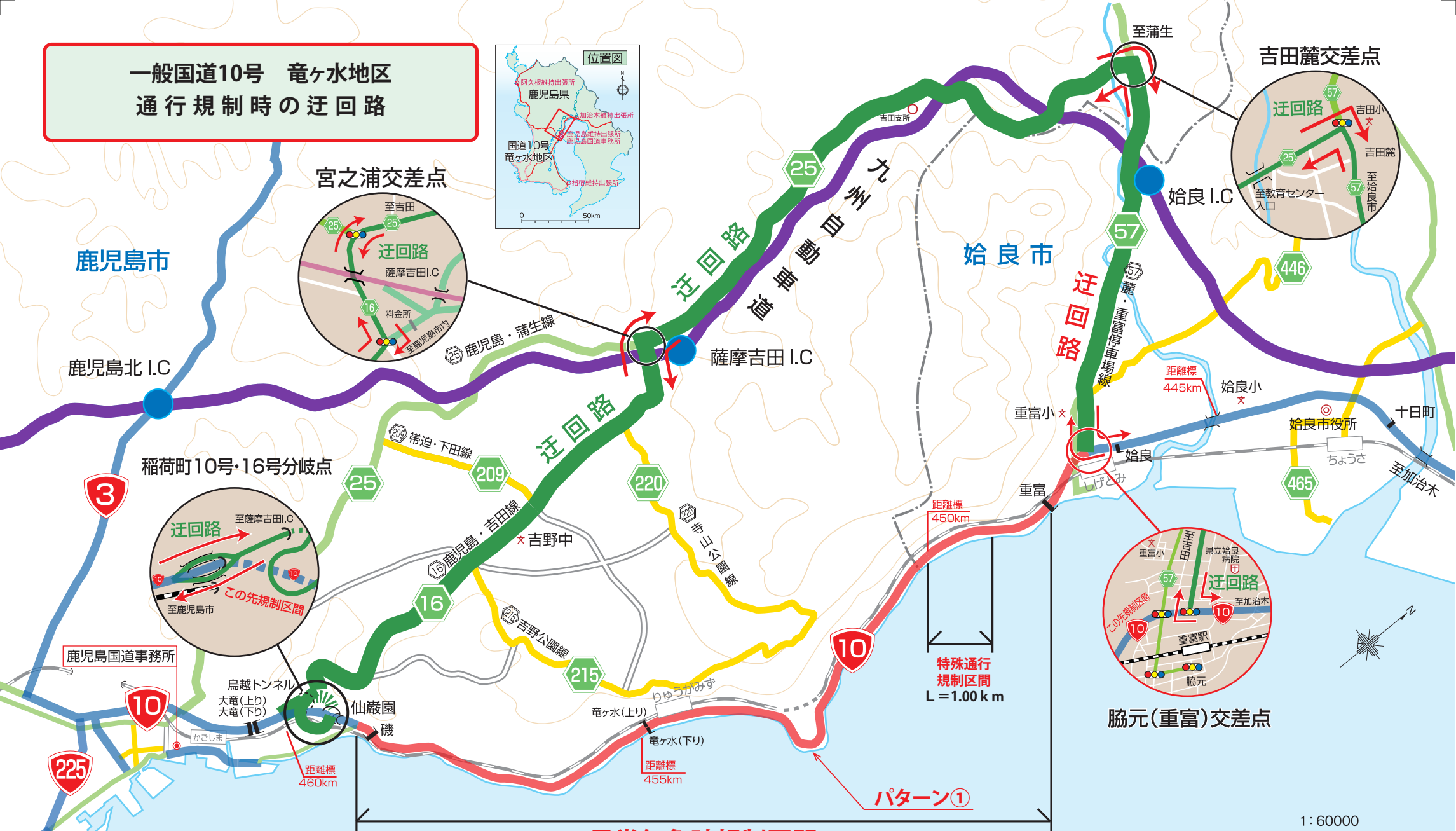
九州地方整備局 鹿児島国道事務所 技術副所長

計画課長

電話番号：099-216-3111 (代表)

ごたんだ のぶゆき
五反田 信幸
まつお かずとし
松尾 和敏

一般国道10号 竜ヶ水地区 通行規制時の迂回路



加治木維持出張所	0995-63-2321
鹿児島維持出張所	099-228-6111

種別	路線名	規制区間	延長	通行止規制条件	危険内容	担当出張所
異常気象時通行規制区間	10号	鹿児島県始良市重富～鹿児島県鹿児島市吉野町磯	11.3km	連続雨量が200mmに達した場合	法面崩壊	加治木維持出張所 鹿児島維持出張所
特殊通行規制区間	10号	鹿児島県始良市白浜～鹿児島県始良市白浜	1.0km	越波があり通行が危険と判断される場合	波浪	加治木維持出張所

異常気象時規制区間
L = 11.3 km



道路情報板



距離標



距離標

凡例			
	異常気象時通行規制区間		一般県道
	距離標		道路情報板
	迂回路		市役所・支所
	国道		小・中・高等学校
	主要地方道		